

下仁田町外国語指導助手派遣業務実施事業者 プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、下仁田町外国語指導助手派遣業務を行う事業者のプロポーザルによる選定に関し、提案の募集、審査及び優先交渉権者の選定等について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

外国語指導助手を活用することで、児童生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の向上、国際感覚の養成及び教員の英語指導力の向上など英語教育の充実に資することを目的としている。

指導力の高い外国語指導助手を適正・確実に確保するため、下仁田町立小中学校へ派遣を実施する。

(3) 業務の仕様等

別紙〔下仁田町外国語指導助手派遣業務委託仕様書〕のとおり。

(4) 履行期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

(5) 予算上限額

15,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※提案する見積額は上記を上限額とした3年間あたりの税込み金額とする。

※金額は、企画提案の内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加申込者の資格要件

プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 参加資格

参加する事業者の資格要件は次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ①下仁田町における競争入札参加資格者名簿に登録があること。なお、未登録の事業者については審査日までに登録を済ませること。
- ②連絡調整が速やかに行える体制が取れるよう、群馬県内又は近隣地域に本社・支店又は営業所等のいずれかを有していること。
- ③厚生労働大臣の労働者派遣事業許可を受けていること。

- ④過去３年間（令和４年～令和６年）に、本業務と同種又は類似する事業の受託実績があること。
- ⑤プライバシーマーク付与事業者または情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価の認証取得事業者であること。

（２）参加の制限

次のいずれかに該当する者は、参加することができない。参加者の確認は参加申込書兼提案書の受付日を基準として、参加資格確認後から１次審査結果の決定日までに、参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

- ①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により本町における一般競争入札の参加資格を制限されている者。
- ②町の指名停止措置を受けている者。
- ③会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続きの申し立てをしている者。
- ④下仁田町暴力団排除条例（平成２４年下仁田町条例第１３号）に規定する暴力団等（地方自治法施行令第１６７条の４第１項第３号の規定に該当する者を除く。）であると認められる者。

５ プロポーザルの日程（予定）

日 時 ※予定	内 容
令和７年４月２８日（月）	公募開始
５月１４日（水）午後５時まで	質問書（様式第２号）の提出期限
５月１６日（金）	質問書への最終回答予定日
５月２３日（金）午後５時まで	参加申込書兼提案書（様式第１号）及び提案資料（任意様式）等の書類提出期限
５月３０日（金）	第１次審査（書類審査） ※参加申込者が３者を超えた場合のみ実施
５月３０日（金）	提案資格確認結果の通知
６月 ６日（金）	第２次審査（プレゼンテーション）の実施

6 月下旬	第 2 次審査結果の通知
7 月上旬	優先交渉権者との協議
令和 7 年 8 月 1 日（金）	契約締結

※本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次の方法により受け付ける。

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 2 8 日（月）から令和 7 年 5 月 1 4 日（水）の午後 5 時まで

(2) 方法

質問書（様式第 1 号）に必須事項を記入し、下記 7（2）に記載のメールアドレスへ提出すること。

なお、件名は「事業者名 プロポーザルに関する質問」とすること。

(3) 質問に対する回答

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）までに参加申込書兼提案書提出者並びに質問者全員に電子メールで送信する。

回答は電話及び口頭による個別の対応は行わない。

7 提出書類、期限等

(1) 提出期限

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

下仁田町教育委員会事務局へ持参又は郵送とする。

持参の場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送の場合は、提出期限までに必着とし書留等到着が確認できる方法に限る。

宛先 〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682
 下仁田町教育委員会 学校教育係 担当：齋藤宛て
 T E L : 0274-67-7619 / F A X : 0274-67-7131
 E-mail : kyouiku@town.shimonita.lg.jp

提出書類の宛名 下仁田町長 岩崎 正春

(3) 提出書類・部数

①参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第 2 号） 正本 1 部

②提案資料（任意様式） 会社名入り 1 部・会社名なし 7 部

※枚数…制約は設けませんが、読みやすく内容をまとめること。

※構成・内容…本要項及び仕様書の内容を踏まえ、6 頁の「審査基準」に記載された項目順に作成すること。

※その他…本要項や仕様書に示していない内容であっても、本町にとって有益になると思われるものについては積極的に提案すること。

③宣誓書（様式第 3 号）

④参加資格要件確認書（様式第 3 号の 2）

⑤業務実績調書（様式第 4 号） 1 部

※令和 4 年～6 年度までの他自治体及び学校法人等における同種および類似業務の受託実績について記入すること。

⑥会社概要書（様式第 5 号） 1 部

※会社概要が記載された他の資料の添付に代えても差し支えない。

⑦見積書（様式第 6 号） 正本 1 部

⑧見積額内訳書（様式第 6 号の 2） 1 部

※報酬、交通費、保険料、教材費等の業務に係る一切の費用を含めたものとする。

※令和 7 年 8 月 1 日から令和 1 0 年 7 月 3 1 日までの間の見積書を作成すること。

⑨労働者派遣事業許可証の写し 1 部

⑩プライバシーマーク付与事業者または I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価の認証取得事業者であることが分かる証明書等の写し 1 部

（4）注意事項

書類提出後に辞退する場合は「応募辞退届」（様式第 7 号）を提出すること。

8 審査

（1）審査方法

- ・参加申込者による提案書及びプレゼンテーションに基づき、選定委員会において、競争性・透明性の確保を十分に配慮しながら、企画提案内容等を評価・採点し、審議の上選定する。
- ・提案資格確認結果について、事務局は 5 月 3 0 日（金）までに参加申込者全員に対して電子メールにより通知する。参加資格を満たす事業者にはプレゼンテーション審査について併せて通知する。
- ・参加申込者が 3 者を超えた場合、1 次審査（書類審査）にて上位 3 者を 2 次審査（プレゼンテーション審査）の対象とする。1 次審査（書類審査）の結果についても、5 月 3 0 日（金）までに参加申込者全員へ電子メールにより通知する。

- ・選定委員会は、参加資格を満たす事業者に対し、1 者ずつプレゼンテーション及び質疑による審査を順次個別に行う。なお、審査の順番については、提案書類の受付順とする。
- ・審査項目ごとの選定委員全員の合計点数により相対順位を決定し、合計得点の最も高い提案者を契約優先交渉権者とする。
- ・審査基準「見積金額」に対する評価は、提出書類によりプレゼンテーション前に事務局が行う。
- ・提案者が1 者の場合であっても審査を実施し、本業務の仕様を満たしていると判断した場合は、契約優先交渉権者とする。
- ・合計得点の最も高い提案者が複数の場合は、選定委員会の協議により契約優先交渉権者を決定する。
- ・契約優先交渉権者と協議のうえ、合意に至らない場合は、次に合計得点の高い者から順に交渉を行う。
- ・プレゼンテーション当日に指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

(2) プレゼンテーション予定日時及び場所等

①予定日時

日時：令和7年6月6日

②予定場所

下仁田町役場

③内容

プレゼンテーションに係る時間は1 者につき30分とする。各事業者準備（機材設営含む）5分、プレゼンテーション20分、質疑応答5分とする。

④準備物

提案説明に必要な資機材は各自で準備をすること。

ただし、ホワイトボード、映写用スクリーン、プロジェクター設置台（長机等）、電源用延長コード類、マイクは教育委員会事務局にて準備する。

(3) 審査基準

プレゼンテーション審査は、次の項目・配点により選考委員会が審査を行う。

審査項目	審査の観点	配点
業務実績	・信頼できる派遣業務実績があるか。 ・数的実績に加え配置校等の評価を踏まえた説明があるか。	5
採用方法及び採用基準	募集から採用に至るまで明確な採用基準、適正な方法で優秀な人材を採用しているか。	25
管理・支援体制	・外国語指導助手がやむを得ず欠勤になった場合、適切な対応ができる体制がとられているか。 ・外国語指導助手の心身の健康管理、交通事項等の緊急体制が十分に整備されているか。 ・配置校への定期的な訪問や聞き取りを行っているか。 教員への支援・協力体制は適切か。	20
研修体制	採用時だけでなく派遣後も指導力向上の研修体制が確立されているか。	10
研修会の企画	・町の外国語教育の充実に資する事業を展開しているか。 ・グローバルキャンプなど児童生徒を対象とした研修会等の企画の活動事例、提案があるか。	25
見積金額	見積金額／予算上限額 80%以下 5 点、90%以下 4 点、 100%以下：3 点、105%以上 2 点、110%以上 1 点	5
その他	他に他社にはない特記すべき提案内容等があるか。	10
合計		100

なお、書類審査を実施する場合は、次の項目・配点により審査を行う。

- ・業務実績 40 点
- ・見積金額 35 点
- ・提案書内容 25 点

書類審査については、参加者から提出された参加表明書、業務実績調書、会社概要書、見積書、見積額内訳書について事務局実施し、提案資料については選考委員会を実施する。

9 契約の締結

- (1) 本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方とし、契約事前協議を行い、令和7年8月1日付で契約を締結する。
- (2) 本事業は地方自治法第214条の規定による債務負担行為に基づく契約となる。
- (3) 契約の締結までに契約優先交渉権者が参加資格を失ったとき、又は虚偽の提案を行ったことが判明した場合においても、当該契約優先交渉権者と契約を締結しないこととし、次の順位の事業者を契約優先交渉権者として協議を行う。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出後は、原則として、記載内容の変更を行うことができない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加申込みを無効とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの審査にあたり必要がある場合に限り、複製することがある。
- (6) 提案者は、本プロポーザルの審査結果に異議を申し立てることができない。
- (7) 電子メール等の通信事故及び書類等の郵送・配送途中の事故（郵送・配送の遅延を含む。）については、下仁田町教育委員会事務局は一切の責任を負わない。

11 問い合わせ先

370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682

下仁田町教育委員会事務局 学校教育係 担当：齋藤

電話番号：0274-67-7619

電子メール：kyouiku@town.shimonita.lg.jp